

令和3年度（2021年度）北海道いじめ問題審議会（第1回）会議録

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) いじめの問題への対応について
 - (2) 「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」について
 - (3) その他
- 3 閉会

【出席者】

(会長)

○北海道大学大学院教育学研究院教授 宮崎 隆志

(副会長)

○北海道教育大学教授 平野 直己

(委員)

○北海道PTA連合会参与 三澤 祥子

○北翔大学准教授 飯田 昭人

○北海道社会教育委員連絡協議会理事 北畑 和男

○北翔大学准教授 新川 貴紀

○札幌国際大学教授 鈴木 憲治

○札幌弁護士会「子どもの権利委員会」委員 根本 寛子

(特別委員)

○弁護士 木野村英明

【欠席者】

(委員)

○北海道人権擁護委員連合会人権擁護委員 田坂 恭子

○北海道医師会常任理事 三戸 和昭

(特別委員)

○北海道教育大学教授 志手 典之

○臨床心理士 横山 真澄

○臨床心理士 森 朋子

【事務局】

○北海道教育庁学校教育局指導担当局長 中澤 美明

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊藤 伸一

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐 斉藤 孝之

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐 小西 晃

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課総括主査兼企画・調整係長 榊井 隆伸

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導（問題行動等）係主査 稲川 洋生

【日時及び場所】

○令和3年（2021年）7月12日（月）14時00分～16時00分

○かでの2. 7 730研修室（札幌市中央区北2条西7丁目）

【会議録】

1 開会

(中澤指導担当局長)

指導担当局長中澤でございます。本審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、皆さん公務多忙のおり、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、これまで本道のいじめ防止の取組に向けまして、御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この審議会でございますが、皆様方御承知のとおり、北海道いじめの防止等に関する条例に基づきまして、北海道におけるいじめ防止のための対策の推進を図るために教育委員会の附属機関として、設置、開催しているものでございます。

本年度は、これまでお力添えをいただきました荒井由紀恵委員が退任されましたので、三澤祥子様 新しい委員として参加していただくことになりました、どうぞよろしくお願いいたします。

本日のこの会は、第1回目ということでございまして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた道教委の取組と、道教委で作成しております「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」の進捗状況等について、御報告させていただきたいと思っております。

皆様方におかれましては、この報告に基づいて、限られた時間ではございますが、本道のいじめ防止等の取組などについて、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

道教委といたしましては、昨今、様々な話題になっておりますが、いじめに関わっては、未然防止はもとより、いじめが放置されて、深刻化するというような事態は、本当に避けなければいけないと思っております。

そういう意味で、市町村や学校と連携強化をして、取組を進めていきたいと思っておりますので、ぜひお力添えの方をよろしくお願いいたします。

それでは本日よろしくお願いいたします。

(伊藤課長)

それでは出席者の確認ですが、10名の委員、4名の特別委員、全部で14名ということですが、そのうち9名が出席しておりますので、会議が成立しているということをご報告させていただきます。

併せまして、本年度の委員をお座りいただいている順に私の方から御紹介させていただきたいと思っております。お名前と所属をご紹介させていただきます。

まず初めに本審議会の会長を務められております、北海道大学教授の宮崎先生です。

(宮崎会長)

よろしくお願いいたします。

(伊藤課長)

続きまして、副会長となります。北海道教育大学教授の平野先生です。

(平野副会長)

平野です。どうぞよろしくお願いいたします。

(伊藤課長)

続きまして、北海道PTA連合会参与の三澤様です。

(三澤委員)

三澤と申します。よろしくお願いいたします。

(伊藤課長)

北翔大学准教授の飯田先生です。

(飯田委員)

どうぞよろしくをお願いします。

(伊藤課長)

北海道社会教育委員連絡協議会理事の北畑様です。

(北畑委員)

北畑と申します。よろしくお願いいいたします。

(伊藤課長)

北翔大学准教授の新川先生です。

(新川委員)

よろしくをお願いします。

(伊藤課長)

続きまして、特別委員になります。弁護士の木野村先生です。

(木野村委員)

木野村です。よろしくをお願いします。

(伊藤課長)

続きまして、札幌弁護士会「子どもの権利委員会」の根本先生です。

(根本委員)

よろしくをお願いします。

(伊藤課長)

札幌国際大学教授の鈴木先生です。

(鈴木委員)

鈴木です。よろしくをお願いします。

(伊藤課長)

私、今回進行を務めます、生徒指導・学校安全課長の伊藤です。どうぞよろしくお願いいいたします。

この後の進め方について、概略を説明させていただきます。

まず、お手元の開催要項の記載に沿いまして、今回、議題を三つ考えております。

まず、一つ目は、いじめの問題への対応につきまして、協議をしていきたいと思っております。

続いて、(2)「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」の趣旨を踏まえた取組等について、御協議いただきたいと考えております。

続いて、(3)その他となっておりますが、(3)は、個別の事案の内容説明、審議を行う予定となっております。

つきましては、北海道いじめ問題審議会の公開についての規定により、(3)の内容については、非公開ということで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、宮崎会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

2 議事

(宮崎会長)

それでは、これより議事に入ります。

なお、議事の(3)その他につきましては、事務局からの説明のとおり非公開としたいと考えておりますが、いかかでしょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。いじめの問題への対応について事務局から説明をお願いいたします。

(小西課長補佐)

資料1に基づき説明

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、今の点につきまして、質疑応答に移ります。

ただいまの説明につきまして、御質問御意見のある方は御発言をお願いいたします。

(平野副会長)

私の方から二つ質問します。

一つ目は、この調査に出ていないですけど、認知した件数は分かりましたが、認知した学校の割合は、どのくらいになっているのでしょうか。

もう一点は、この件数が減ったように見えるところが、どういう事情によるものなのかということと、その割に解消件数の割合が低くなっています。このあたりについての解釈を聞かせていただければと思います。以上です。

(伊藤課長)

今ご質問があった、全体の学校数に対して認知した学校の割合については、今調べています。

それが増えているかどうかは非常に大事なことだと思いますので、きちんと調べて、第2回に間に合わせるように御報告させていただきたいと思います。

それから、この認知件数そのものが全ての校種で減っていること、また、全体としましても約1,400件減っているというこの捉え方ですが、二つ考えております。

一つは、認知するいじめについては、子どもの状況をきめ細かく捉えて、些細なことであっても早くに認知し、早くに対応するというこれをこれまで進めておりましたので、そういった点で言うと、一つ懸念はあります。

つまり、何かしら認知するのに、漏れている可能性はないだろうかという危機感の一つでございます。

その危機感の中で考えられることは、昨年4月から11月までの時期ですが、全道の学校で申しますと4月、5月は、ほとんどが臨時休校中です。

6月以降から学校を再開いたしましたが、この臨時休校期間中に認知できなかった分を差し引いて考えてよいかどうかというのが、私どもで議論があったところです。

ただ、やはり危機感を持って対応することが大事だと思っております。

認知漏れが起きていないかということについては、危機感を持っているということが一つです。

もう一つは、小学校長会、中学校長会等といじめ問題の対策について連携協議会で話し合ったところ、学校再開後、つまり、昨年の6月以降、コロナに関するいじめも含めて、子どもたちの人間関係を学校として、きめ細かく見ていこうと、それから、そういった友達同士の繋がりを大切にするような活動を今まで以上に意図的に設定していこうという学校の取組も、これまで以上に配慮がある中で行われておりましたので、そういった学校の一つ一つの地道な日常の取組が、実際にいじめとして起こり得ることが減った、いい効果が出たということも考えられます。

この二点を考えております。

このことについては、昨年度後期の数字も合わせて見ていかないと一概には言えませんが、この懸念される部分と学校の取組として効果があった部分、この二つは、今考えながら見ているということでございます。
以上です。

(飯田委員)

どうもありがとうございます。今の平野先生と近いところもあるのですが、令和2年度第2回の数字が減っているのは、統計的に本当なのかということもあるので、これが確実に前年度より少ないと言える可能性はまだ少しどうなのかなというところがありました。

あと、初歩的なことですが、(アンケートについては)学校によっては、家に持ち帰ってやってもらうのが基本だと思うのですが、その場でやらせてしまって、「あいつ長く書いてるから、なんか書いてるんじゃないか」などというのを、いまだに耳にするので、そういう調査方法などは結構徹底されてやられていたのでしょうか。

(伊藤課長)

このいじめの調査は、アンケートの形で行っております。

今、飯田委員からも御指摘があるとおり、方法としては、学校で、ある一定の時間をとって教室の中でやるという方法、それから、そのアンケート用紙を家に持ち帰って、家庭で書いて、書いたものを持ってきて提出するという方法があります。

もちろん、やり方そのものは、学校のそれぞれの事情と学年の進行度合いなど、学校の事情の中で判断してやっていただいておりますが、今御指摘があったように、子どもが気兼ねなく書けるような環境づくりは、やはり欠かせないと思いますので、そういった辺りが、この取組も毎年行っているの、毎年行っているということ、そういった大事なことを忘れてしまわないように私たちの方からも併せて周知する必要があると思っております。

また、このアンケートの仕方について、高校などでは、Webシステムの形で集計ができるような形を模索している学校などもあり、子どもが紙で書くよりも書きやすいというような報告もありますので、そういったやり方も今後紹介できるようにしていきたいと考えております。

(平野副会長)

先ほど解釈のことについて質問させていただきましたのですが、このデータを見ると、解消件数が減っているということですよ。

ほぼ、解消に向けて取組中の件数は変わってないので、この件数の低下は、対象件数が低下しているということで、理解すると、この数字だけ見ると、そのように思えるわけですよ。

つまり、いじめの定義というのはいつも問題になりますけど、ふた山あって、一つは、人間関係のトラブルというレベルでのいじめの定義に入ってしまうものと、深刻ないじめという言い方は、いじめはどれも深刻じゃないのかと言われたら困りますが、意図をもって悪意をもって行われるような深刻ないじめと言いますか、こういう解決が複雑になるような問題については、あまり件数は変わってなくて、全体的に子どもたちがソーシャルディスタンスをするようになって、関わりが少なくなっている分、子どもたちが緊張を持って生活していたり、先生方も注意深く見ていらっしゃる部分の解消しやすいものが、あんまり子どもたちが動いてないということがもしかしたら影響するのかなと僕は読めたりして、先生方の努力は本当に分かっているつもりですが、この数字だけ見るとそのようなことがあるのかなと思いました。そんな意見です。

(宮崎会長)

今後はもう少し分析を深めていただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の発言)

今の平野先生の御発言に関わって、私からも1点。

以前も同じようなことを申し上げたのですけれども、実際に解消に要した期間がどれぐらいなのか、期間別の集計をしたのものは、出ていますか。

(伊藤課長)

3ヶ月かかった、6ヶ月かかったなど、細かいのは出てないです。

(宮崎会長)

そういったことです。3ヶ月で終わったのが何件・何%で、6ヶ月要したものが何%ぐらいあることが分かると、どういった事態が起きているのかがより詳細にわかると思います。

今後、検討いただければと思います。

(伊藤課長)

わかりました。前年度と比較してということで考えておりましたけども、比較は比較として分析は必要ですが、これだけ多くの子どもが長い間苦しんでいるというのも、もちろん現実ですので、そういった中で、期間別で見えていくと、解決する糸口がさらにはっきりしてくると思います。

しっかり取り組みたいと思います。

(宮崎会長)

それではですね、二つ目の方にいきたいと思います。

生徒指導に係る緊急オンライン会議について、小西課長補佐から説明をお願いいたします。

(小西課長補佐)

資料2、3に基づき説明

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、今の生徒指導に係る緊急オンライン会議について御質問、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

この内容は次の議題にも関わりますので、次の議事の方に移らせていただきたいと思います。

北海道いじめの防止等に向けた取組プランについて、事務局から説明をお願いします。

(小西課長補佐)

資料4、5に基づき説明

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは質疑応答、協議に移ります。

ただいまの説明について御質問、御意見がある委員の方は発言をお願いいたします。

とりわけ、最後にありました二点であります。

道教委の市町村教育委員会に対する指導の在り方、及び、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について、御意見いただければ幸いです。

(根本委員)

質問でもあり、意見でもあるのですが、最後の市町村の独立性を担保した上でどのような指導助言ができるかという点に関してですが、道教委の方では、取組プランの方でも、外部専門家チームや外部専門家スーパーバイザーという外部人材の活用を触れられていますので、それを市町村の方に提供できる、外部人材を提供できるという形での指導助言という

ことが考えられるのではないかと思うのですが、可能でしょうか。

(伊藤課長)

今ご質問いただいたのは、資料でいうと11ページから12ページにかけてのところに載っている内容かと思います。

いじめの対応について、(2)の具体的な内容というのがありまして、11ページには、例えばスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーという文言があります。

こういった外部人材がいますということです。

それから12ページには、外部人材の活用という四角で囲った見出しがありまして、外部専門家チームの活用に向けた資料、それから積極的な活用促進というところがあります。

この外部専門家チームですが、道北、道東、道南、道央の4ブロックに分けて、具体的にここにあります。臨床心理士の資格を持っておられる大学の先生などの有識者の方、それから弁護士の先生、それから医師の方などの専門家の方を外部専門家チームということで設置しておりまして、各学校でいじめの問題を対応していく中で、どうしても学校だけでは対応しきれない、非常に複雑になってしまった、または、より専門的な見地から助言をいただきたいというようなことがあれば、それぞれの立場の専門家の方に、私達の方から繋いで、そして解決の糸口になる助言をいただく、そういった仕組みがあります。

こういった取組については、年度当初も含めて、各学校、各教育委員会に助言をしているのが現状です。

また、具体的な動きで申しますと、教育委員会から直接、今こういったいじめの問題について対応しているが、教育局から助言をいただきたいという相談があった場合は、通常は、教育局の方から助言をいたしますが、その中で、これは専門家の方の助言を更にいただいた方がいいと判断した場合は、私どもの方から、こういったチームがありますので、ぜひ相談してみませんか働きかけることができます。

ただし、今、根本先生からも御質問をいただきましたが、全体の件数の中でどれぐらい活用されているのかというと、まだまだ認知も足りないところもありますので、今後もここは課題だと思って、私たちも有効な活用の仕方について、更に学校、教育委員会に働きかける必要があると考えているところです。

(宮崎会長)

よろしいでしょうか。今の外部専門家チームの活用件数について、数字的なものは把握されているのでしょうか。

(伊藤課長)

数字は、特に公表はしておりませんが、今年度も、数件あります。

ただ、全道で数件ということですので、全体のいじめの件数に対しては、まだまだ少ないです。

基本的にその学校の先生や学校、教育委員会で解決できる段階のものであれば、そこまでは、至らないわけですが、長期化するような内容、かなり複雑化している内容については、こういった専門家チームの活用が非常に有効だと考えております。

(平野副会長)

先ほど見せていただいた北海道いじめの防止等に向けた取組プランの目標指数というところの現状を見ると、やはりまだ、北海道内は、いじめに対する認知が十分じゃないということを示すようなデータになっている感じがして、残念な思いもありますし、この協議会の責任も感じたりしているところです。

例えば、いじめを認知していない学校の割合が低い、減っていついてというのは、全国的な流れと逆行していると思います。

今は、認知ゼロ、認知のない学校はないだろうという文科省の推進で、むしろ100%を目指しているようなニュアンスもあるような状況の中で、年を追うごとに減っているというのは心配だと思っております。

これが意見です。

北海道の場合は、他の都道府県と比べ、非常に広くて、広域のところ、しかも人材は札幌に偏在しているという状況の中で、地方に行けば、深刻ないじめがないかっていう話もそうでもなく、むしろ少人数の中での、或いは、地域の中の社会問題がそのまま子どもたちの学校生活の中に、反映しやすい状況も起こりやすいと実際に見聞きしております。

そういう意味では、学校が困難化して、複雑化してきたら、専門家チームに声を上げられる条件にそもそもあるのかというところがあり、予防という観点で見ると、そういうところに常時、外部からの目や手が行き届くようなシステム作りというのが、問われるのだと思います。

幸か不幸かわかりませんが、今回の新型コロナウイルスの蔓延に関わって、学校もだいぶインターネットとかオンライン化も進んできているというところもありますから、そういったものも活用して、いじめの対策を、学校内での対策を、外部の人たちの協力というものも得られる目処、手立てを、ぜひ早急にご検討いただきたいと思っています。

なかなかこういった問題は、大きな社会問題化されることが起こると動くということもありますけれども、そうなる前に、北海道らしい、文科省や他の都道府県とはまた少し違った状況を踏まえながら、重大事態への対応もそうですけれども、作っていただけるといいと思っています。

以上です。

(伊藤課長)

私たちが、今同じように悩んでいるところがそこです、例えば179の市町村があるうち、そういった専門家の方が身近にいるという町は、かなり少なくなっています。

実際、スクールカウンセラーの派遣についても、自分の町にスクールカウンセラーの資格を持たれてる方いないので、他の町から常に通ってきていただかなければならないという町も非常に多いです。

スクールカウンセラーの状態でもそういう状況です。

そうになっていくと、専門家の方々は、近隣の町も含めて広域的に見るというシステムも一つあると思いますし、それからもう一つは、いわゆる専門家の方だけが外部の方ではなく、もともと学校には、地域の大人という本当に頼れる大人の方たちがいるわけですから、子ども同士の繋がりがどうか、子どもの成長に対しては、そういう意味での専門家なわけですから、そういった社会教育の力も含めて、学校のいじめの対策にもっと積極的に関われるシステムも改めて作れないかということも、私たちは、必要なと思っています。

どうしても市町村の規模によって、全てがまかなえないという現状があるなかで、道教委がきちんとデザインして、提案していくまでもっていかねばならないというのは、平野先生から指摘いただいたところだと思って、私たちも課題だと感じております。

ぜひ、新たなアイデアとして御意見いただければ、大変私たちも助かります。

(北畑委員)

要望ですが、いじめの内容を分けてもらって、対応マニュアルを作った方がいいのではと思います。

実際に私の子どもが高校生で、もう少しで卒業ですが、色々なことで実際的に悩んでいることもありました。

高校生や中学生になってくると、自分で悩みを相談できないという感情が多々あると思います。

教育委員会では、相談ボックスなどをよく作るのですが、ああいうものは、多分使えないと思っていただきたい。

リモートが流行ってきている中で、精神的に相談できる場所をもっと広くしていった方が、SNSとかで名前を出さずに相談ができると子どもたちは、かえって相談しやすいのかと思います。

まず相談しても、やっぱり相談しなければよかったという結果が多いはずで。

PTA活動でも色々動いていたのですが、子どもも悩み事を相談できないという環境が多々あると思うので、そういうところもマニュアルで示していただければと思います。

(宮崎会長)

ありがとうございます。具体的なマニュアルを様々工夫すればということでもあります。

(伊藤課長)

先ほどの話題提供の中にオンライン会議がありましたけれども、オンライン会議の時に、校長会、教育委員会の代表の方と話したなかでも、まさにその話題があがりました。

マニュアルや対処のフロー図はあるけれども、このフロー図が作ったときと今とでもやっぱり変わっています。

いじめの対応がだんだん変わっています。

SNSのいじめも増えていきますし、学級の中で起きていること、コロナ禍ということもありますし、色々な状況が変わっていく中で見直されないうまいるといったことも課題として、オンライン会議の中でありましたので、今のお話も非常にそのとおりだと思っています。

きちんと伝えられるように、私たちもしていきたいと思います。

(飯田委員)

例えば、セキュリティの問題もあると思うのですが、オンライン会議システムのようなものと、地方の問題、専門家が地方にはなかなかいない。

私も臨床心理士、公認心理師として職能団体にいますが、なかなか地方に専門家が行けないとか、そういうことに対して、セキュリティは大丈夫だろうかという懸念はありますが、そういうような形で、専門家が参画できるなど、そういうこともやっていってもいいのではということですか、今、北畑委員もおっしゃっていたのですが、小学校だと親や先生に言ったら何とかなったというものが、中学校、高校は質が変わってきて、チクったとなって、なかなか言えない。

ですから、校種別など、そういうものについても、もう少し何か考えていく必要があるのかということや、お答えいただかなくてもいいですが、雑感というか、担任が発見6.2%、全国11.1%など、小中高の割合を示していただくと、児童と接している小学校の先生は、予想ではもう少し高いのかな、でも、中高だと低いのか、そうでもないのかなど、そういうものも出てくると、少し分かりやすいかなと思いますし、スクールカウンセラーに相談というのも自分がスクールカウンセラーをしていて思うと、月に1回とかしか行っていないところで、なかなか子どもからのいじめの相談を受けるというのは、先生方の相談やコンサルテーションはできますが、やっぱりこういういじめが学校にあるので、例えばスクールカウンセラーとしてはどう考えですかとか、必ず子どもにあうのが大事というよりも、学校で認知したいじめについて、スクールカウンセラーにつないでいただくような取組を、学校の方でしていただくのがいいのかなと思います。

これも雑感ですが、アンケートでやられているかもしれませんが、やはり今のいじめもSNSのことが、とてもやっぱり多くなってきていますので、SNSによるいじめ被害経験みたいなものですかを少し細かく、既存のものにプラスして聞いてくと、どのぐらいの割合で増えてきているのかですか、あとは、やっぱりコロナの不安感。

こういうものを本当は子どもに聞いていって、プラスそういうコロナといじめの関連のようなもの、そういうものも、本当は何かしらの北海道として調査して明らかにできれば、何か知見も得られるかなとか、雑感も入っているんですけども、いろいろ思いました。

以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

事務局なにかありますか、よろしいでしょうか。

(伊藤課長)

今、オンラインの専門家の参画の話がありましたが、道教委では、ICT活用のカウンセリングということで、檜山管内で非常によく活用していただいています、檜山管内の学校と札幌にいる臨床心理士の先生をオンライン上でつなぎ、先生が相談する。

(飯田委員「いいと思います。」)

そして協議していく。

コンサルテーションですね。

そういった形の取組も進んでいるのですが、一部の地域でまだ活用がそこから広がっていないというのは確かにありますので、ぜひこれは広げていきたいと思っています。

(三澤委員)

PTA活動をしていますと、保護者の人からよく、いじめについて相談されることが、PTA会長だというだけで多いのです

が、相談して下さるお父さん、お母さん、主にお母さんですけど、自分の子どもが何でいじめたのだろうというところで、悩んで、相談する場所がなくて、困っているというので、私のところにお話をしてくださる方がいて、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを紹介したりするのですが、いじめた側の親も辛い思いをしているということがあるのだというのを、ここ何回か感じたことがありました。

そういうこともいじめの中に入れてもらえると、子どももお母さんが悩んでいると相談できないし、お母さんが笑顔じゃないと困ってしまうだろうと思うので、そういうことも取組に入れていただけたらと思います。

ありがとうございます。

(伊藤課長)

ありがとうございます。

今おっしゃられているような、私たち確かにそういう視点が、もう一つ打ち出しが弱かったかもしれません。

今までは、被害を受けている子ども、そして保護者の方に寄り添った対応ということが第一、それはもちろん、今も考えていることなのですが、今のお話があったとおり、友達関係の中でいじめの側いじめられる側がどうしてもできてしまいますので、これからの友達関係を考える上でも、いじめた側に対してどう、心も含めた指導をしていくか、そしてお母さんの気持ちが子どもを前向きにさせられるような働きかけに変わっていく必要があると思います。

そういった視点のフォローの仕方というのを市町村の学校に伝える必要があると感じました。

取り組んでいきたいと思います。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

色々な御意見を伺って、本来市町村と道教委、道というのは、基礎自治体として対等平等の立場であり、市町村の側から何らかの求めをされてきた場合に道教委が応ずるという形に原則的にはなると思います。

そうなると市町村の側の求めが高まる必要がありますが、そのためには、今お話があったように市町村の側が地域で起きているいじめに関する状況をどれだけ正確に把握されていて、まだ目には見えないようなニーズを掘り起こして対処するという構えに立っているかどうかやっぱり基本と思います。

別に道教委に相談しなくても何とかかなという認識を持たれている場合には、実はニーズをきちんと把握できてない可能性があります。

原則としては、きちんと実態を把握する、早期に掴む努力をすることしかない。

そうすると市町村から求めがたくさん道教委に上がってきて、適切な指導助言ができる関係になるように思われます。

他になければこの議題はこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、先ほど非公開とするとしましたその他の議題の方に移りたいと思いますが、個別の事案に係る説明がありますので、傍聴者、報道機関の方々は退席をお願いいたします。